

安全の手引き

ーインドネシアで安全に暮らすためにー

平成31年3月

在インドネシア日本国大使館
ジャカルタ・ジャパン・クラブ

はじめに

インドネシアの面積は189万平方キロメートルと日本の約5倍で、大小1万以上の島々に民族や宗教も異なる2億5千万人以上の国民が暮らす広大な島嶼国です。したがって、地震や火山の噴火、津波などの自然災害から民族間のトラブルまで多様な事案があり、日本人が一般犯罪に加えてテロや殺人など重大な犯罪の被害者になった例も過去にあります。

- 自然災害としては、2004年12月にスマトラ島沖を震源とするマグニチュード9.1の大地震が発生、同地域海域周辺ではその後も時折大きな地震が発生しています。2018年7月には、ロンボク島北部を震源とするマグニチュード6.4の地震が、さらに9月には、スラウェシ島中部を震源とするマグニチュード7.7の地震が発生しました。また、2017年11月にはバリ島のアゲン山が、2018年5月にはジョグジャカルタ市のムラピ山が噴火するなど国内の火山活動も活発化しています。さらに、2018年12月には、アナック・クラカタウ火山の噴火の影響によりスンダ海峡で津波が発生し、甚大な被害がもたらされました。
- デモ関係としては、1997年のアジア通貨危機をきっかけに、ジャカルタを中心に全国で暴動が発生、1998年以降は民主化運動に発展し同年5月、当時のスハルト大統領が辞任しています。2012年以降は、労働団体による賃金値上げ及びアウトソーシング（派遣社員）反対のデモが活発化しているほか、2016年にはジャカルタ首都特別州アホック知事（当時）のイスラム教を冒涇したとする発言への抗議及び同知事の身体拘束を求めるイスラム系団体による大規模デモ・集会が行われました。2019年は大統領選挙を含む国政選挙が行われる年であり、些細な事案や失言などが政治化され、瞬く間に大規模なデモや集会に繋がる傾向がある点も注意を要します。
- テロ関係としては、2002年10月のバリ島爆弾テロ事件以降に大規模な自爆テロ事件が4年連続して発生したほか、2009年7月、ジャカルタ市内のホテル2箇所において同時爆弾テロが発生しました。その後、テロの実行グループに属するとみられるメンバーの多くが摘発され、勢力が停滞したとみられていました。そのような中、シリアにおけるISILの勢力拡大と連動する形で、2016年1月には、ジャカルタ中心部のタムリン通りにおいて爆弾・銃撃テロ事件が発生し、民間人4名が死亡、24名が負傷しました。同事件に関しては、「ISILインドネシア」との組織名で犯行声明が発出されました。2017年5月には、東ジャカルタ市のバスターミナルで警察官を狙った自爆テロ事件が発生、2018年5月にはスラバヤ市内3か所の教会に対する自爆テロ事件が発生し、実行犯を含む20名が死亡、40名以上が負傷しました。国家警察によるテロ・ネットワークに対する取締りが進められていますが、依然としてテロへの警戒は必要です。
- 一般犯罪としては、2015年9月、ジャカルタ市内のアパートにおいて、金品を狙った警備員に侵入され、在留邦人が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。生活を始める際の住居選びの重要性もさることながら、居住後にも室内や入口扉、窓やベランダ等に侵入されやすい場所がないか、常に確認する必要があります。

●感染症としては、２００５年７月に強毒性の鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）の人への感染例が確認されて以降、現在まで毎年人への感染が確認されており、累計で発症者２１０名、うち死亡者１７０名に及んでいます。また、ウイルスの変異により新型インフルエンザが発生し感染が拡大するおそれもあり、注意が必要です。その他の感染としては、地域によってはデング熱、マラリア、腸チフス、狂犬病などが発生しています。

このような政治・社会情勢の中で安全に生活するためには、日々刻々と変わる国内外の諸情勢や対日感情の変化等を的確に把握し、各人が「自分の身は自分で守る」との心構えで、常に警戒心を持って行動することが大切です。この安全の手引きには、インドネシアで生活する上でご家族全員が念頭に置くべき防犯上の一般的な心得や緊急時の心得と対処要領を記しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

なお、不幸にして何らかの事件・事故に巻き込まれた場合やトラブルに見舞われた場合には日本大使館（＋６２－（０）２１－３１９２－４３０８）にご連絡ください。

< 目 次 >

I. 平常時における安全対策

1. 2017年の犯罪の傾向と基本的な安全対策	1
2. 一般犯罪被害に遭わないための対策	5
○ 自宅における留意点	
○ 外出時における留意点	
○ 会社・事務所における留意点	
3. 暴動に巻き込まれないための対策	8
4. 爆弾テロ事件に対する対策	8
5. 誘拐被害に遭わないための対策	9
6. 交通事故対策	9
7. 災害に対する備え	10
8. 旅行者に対する注意事項	11
9. 鳥インフルエンザについて	12

II. 緊急事態への備えと対処要領

1. 外務省「渡航情報」について	15
2. 平素の心構え	15
3. 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応	18
4. 退避、出国等	18

III. 参考情報

1. 緊急連絡網	19
2. 「インドネシアの治安情報」の入手方法	19
3. 緊急連絡先一覧表	20
4. 警察・消防・高速道路関係	21
5. 一口会話	23
6. 防災10箇条	24

I. 平常時における安全対策

インドネシアは、堅調な経済成長を続けていますが、所得は依然として大きな開きがあり、多くの貧困層や失業者を背景に、旅行者を狙った空港、レストラン、ホテル等における置き引き等の窃盗事件が頻発しています。特にジャカルタでは、タクシー強盗やパンク強盗のほか、オートバイによるひったくり、振り込め詐欺等の犯罪も発生しています。また、テロも依然として発生しており、労働団体等のデモも日常的に実施されています。

1. 2017年の犯罪の傾向と基本的な安全対策

(1) 2017年(1月～12月)における犯罪発生状況

国家警察によると、インドネシアにおける2017年(1月～12月)の犯罪認知件数は336,652件となっています。

(2) ジャカルタにおける主な犯罪

● ひったくり、スリ、置き引き

タムリン通り、スディルマン通り等ジャカルタ中心部においても邦人のひったくり被害の報告があります。

ジャカルタ市内の移動に際しては、なるべく自動車や信頼のおける会社のタクシー・ハイヤーを使用するようにし、やむを得ず徒歩で移動する際には、周囲の警戒を怠らないようにしてください。

また、スリや置き引きは、繁華街、デパート、飲食店、公共交通機関、路上及び歩道橋等で、歩行者に話しかけるなどして気を引いている間に、ポケットやカバンの中から貴重品を盗み取る手口やショッピング・モール内の飲食店で、隣の椅子や背後に置いていた鞆を置き引きされる事例が多く発生しています。その他、長距離バス、空港・駅の構内、主要ホテル(特に早朝のコーヒー・ショップ内、チェック・アウト時のカウンター付近やロビー)及びスカルノ・ハッタ国際空港(到着・出発ターミナルのロビー、レストラン、車寄せ付近)においても被害報告がありますので、滞在中の貴重品の管理は次のことに十分注意してください。

- ・ 貴重品及びスマートフォンは鞆に入れるなど、外部から所持していることをわかりにくくする。(歩きながらスマートフォンを操作しない)。また、鞆は可能な限り、襷掛けにするなど、体の前方で所持することを心掛ける。
- ・ パスポートや身分証明書(KITAS/ITAS Online 等)は肌身離さず所持する。
- ・ 現金は、分散させ一括で所持しない。

● 空き巣

空き巣は、アパート、マンションよりも一戸建て家屋の方が多く発生する傾向にあります。また、家人の在宅中であっても侵入盗の被害報告もあります。窓ガラスに鉄格子が設置されていても、ネジで留めているだけで簡単に外せるものがあるため、強度の確認をお勧めします。

具体的手口として、直接アパートを訪れて「自分は〇〇の身内である(会社関係者である、友達である、と使い分ける。)。部屋の鍵を貸して欲しい。部屋に通して欲しい。」と言葉巧みに申し立て、アパートスタッフやメイドを信用させて、部屋に入って金品を盗むケースも散見されます。スタッフやメイドに対しては、必ず主人に確認を取ってから対応し、第三者を勝手に部屋に立ち入らせないよう指導(依頼)しておくことが肝要です。

● パンク強盗、車上荒らし

道路上に釘をまき、タイヤをパンクさせ、修理中に車のドアを開け、車内の鞆等を盗む「パンク強盗」の被害に複数の邦人が遭っています。パンクしても、すぐに降車せず、ホテルやショッピング・モール等の駐車場まで走行し、安全を確認した上で修理する必要があります。タイヤ交換等を行う際には、鞆や貴重品は車内の目立たないところに隠し、車の鍵をかける等の注意が必要です。似たような手口としては、走行中に後方から「タイヤがパンクしている」と合図をして停車させ、確認中に犯行に及ぶものもあります。

また、駐車中の車の窓ガラスを割り、ドアをこじ開け、車中に置いてあるものを盗む「車上荒らし」にも注意が必要です。対策としては、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る、鞆、携帯電話及び貴重品を外から見える場所に置かないようにするなどがあげられます。

なお、強盗に遭遇した際には、相手は武器を持っている可能性が高いので、抵抗せずに身の安全を第一に考えて行動してください。

● 麻薬等薬物犯罪

スカルノ・ハッタ空港で薬物を持ち込もうとした外国人が逮捕された事例や、市内で薬物を購入した後、見回り中の警察官に現行犯逮捕された事例が報告されています。覚醒剤、エクスタシー、ヘロイン、大麻などの麻薬の所持、売買、使用等は法律で禁止されており、外国人にも死刑、禁固刑等重い刑罰が科せられます。違法な薬物には絶対手を出さないこと、そして見知らぬ人から内容不明の物品の購入や運搬を依頼されても決して応じないことが肝要です。特に、繁華街、ディスコなど薬物犯罪の温床となるような場所では注意が必要です。

● 野生動植物の種の取引に関するワシントン条約違反

持ち出そうとした動物が、絶滅の恐れのある野生動植物の種の取引に関するワシントン条約で国際取引が規制されていたり、インドネシアで保護の対象とされているヘビやカメなどの爬虫類を輸出申告をせずに国外に持ち出そうとしたりして身柄を拘束される事例が発生しています。これら爬虫類

が日本国内において高値で取引されることが背景にあるようですが、国際条約やインドネシア、日本両国の関連法令を遵守してください。

● スキミング

ジャカルタやバリを中心に ATM から銀行口座の預金が知らない間に引き出される被害が発生しています。犯人は空港等の ATM にカードの情報を読み取る装置を取り付け、周辺に小型カメラを設置して暗証番号を確認する手口が横行している模様です。各種カードの引き出し限度額を設定し、取引明細書等の関係記録の保管を徹底するとともに、暗証番号は第三者に知られないよう注意してください。カードを使用する場合は、銀行等の店舗内に設置されている ATM を利用することをお勧めします。また、ATM 周辺にカメラ等の不審な物が取り付けられていないかよく確認し、不審点が認められた場合には取引を直ちに中止し、取引銀行等に通報してください。

● 詐欺

振り込め詐欺(オレオレ詐欺、なりすまし詐欺など)の被害報告もあります。具体的な手口としては、学校の教員を名乗り、インドネシア語で「子供が学校で怪我をした。病院費用等が必要なため、現金を振り込んで欲しい。」等と電話をかけてお金を振り込ませるといったものがありました。突然の衝撃的な内容の電話で気が動転して冷静な判断ができず、被害に遭った邦人もいます。「今すぐ」等と相手をあわてさせて、冷静に判断する時間を与えないのも犯人の手口ですので、相手の連絡先を確認して一旦電話を切り、事件に巻き込まれたとされる本人などに直接確認した上で対応することが重要です。

また、インターネット上での商品売却を装った詐欺も確認されています。相手方の連絡先等をよく確認することに加え、安易に相手を信用して代金の全額先払いを行わず、被害に遭ったときのことを考えて、相手から届いたメールや銀行振り込み時の控え、購入申込書を商品が到着するまで保管するよう努めてください。

● ベチャ(三輪自転車タクシー)・バジャイ(三輪自動車タクシー)での金品盗難

ベチャ・バジャイに乗車していた邦人が、窓から突然手を差し込まれ、バッグに入った金品やパスポート等を盗まれるケースが発生しています。ベチャやバジャイは乗用車に比べ安全性も低く、万が一事故に巻き込まれた際には重大事故につながる危険性もあるため、利用は控えることをお勧めします。

● タクシー強盗など

ジャカルタ市内各地でタクシー強盗が発生しており、空港から乗ったタクシーに法外な料金を要求される被害も発生しています。タクシーを利用する場合には、比較的安全と言われるブルーバード、シルバーバード社の利用をお勧めします。なお、これらのタクシーに色・名称を似せたタクシー会社もあるため、注意を要します。

(3) 犯罪被害に遭わないための留意点

当地での日常の行動における留意点は次のとおりです。

☆ 自分と家族の安全は、自らが守るとの心構えを持つこと

インドネシア国内外の政治・経済・治安状況及び対日感情等について様々な媒体から常に情報を得るように努力することが重要です。また、犯罪の傾向や手口、法律や習慣等、各種情報を幅広く入手するよう努めることも大切です。集会やデモには近づかず、運転手にラジオニュースを確認させることで最新の情報を入手し、危険な地域や道路を避け、迂回するよう心掛けるとともに、興味本位での現場見物等は差し控えてください。

☆ 常に危機意識、緊張感を持って行動すること

日本人は経済的に裕福であると見られがちであり、窃盗や強盗等の一般犯罪のほか、テロ、誘拐等の標的にされる可能性があることを十分に認識する必要があります。また、日常生活を送る中で、常に安全のための三原則（「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」）を念頭に行動することも大切です。

☆ 自分が外国人であることを自覚すること

価値観の違いを認識し、インドネシア固有の文化、伝統、風俗、宗教等を十分に尊重するとともに、自分は外国に住まわせてもらっているとの謙虚な姿勢を保つことが大切です。平素から隣人、会社の従業員、メイドや運転手などの家事補助者等インドネシア人との間に良好な関係を維持するよう努力することも大切です。

特に、これまでメイドや運転手の雇用経験がなく、インドネシアで初めて雇う場合、不慣れなことから管理や指導が極めて甘くなったり、逆に厳しすぎて恨みを買ったりする場合があります。現地事情に詳しい同僚や知人などを参考にして、良好な人間関係を築くよう心がけてください。

☆ 予防が最良の危機管理

事件、事故、災害等に巻き込まれないように、予防することが最良の危機管理であることを理解し、予防のための努力と必要な経費は惜しまず、予防策を講ずることをお勧めします。

☆ 日本と安全・安心の基準が異なることに留意すること

乗り物、機械器具、子どもの遊具、建物の構造、道路の状況など、日本とは安全・安心の基準が異なることに留意してください。特に、子ども、女性の安全については、周囲も十分な注意を払う必要があります。

☆ 公共交通機関利用時の留意事項

2019年3月より、ジャカルタ市内ではMRT(地下鉄)の運行が開始されます。MRTやトランスジャカルタ等の公共交通機関を利用する際は、可能な限り、バッグは体の前に持ち、財布や貴重品はズボンの後ろポケットやバッグに取り出しやすいところには入れないようご注意ください。

また、夜間に単独での利用は極力控え、友人、同僚等複数人での利用をお勧めします。

2. 一般犯罪被害に遭わないための対策

● 自宅における留意点

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 高層アパートか、一戸建てか2. メイドや運転手等、家事補助者の信頼度と監督 |
|---|

【住宅】

2015年9月、ジャカルタ市内のアパートにおいて、金品を狙った警備員に在留邦人が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。この事件では、当該邦人の外出中、警備員がドアの鍵穴に紙片を挿入し、鍵を挿せない状態としてありました。帰宅した邦人はドアを開けられないため、警備員に解錠を依頼したところ、警備員は紙片を取り除き解錠しましたが、在留邦人が室内に入ると同時に警備員も室内に入り、犯行に及んだものです。

このような事件がジャカルタ市内で発生したことを改めて認識の上、住居選びは慎重に行っていただくとともに、居住後も室内や入口扉、窓やベランダ等に不審な点がないか、恒常的に確認する必要があります。

(1)集合住宅と独立家屋を安全性の観点から比較すると、一般的に前者の方が優れているため、集合住宅への居住をお勧めします。

独立家屋の場合は、住宅環境を整備し、夜間は庭園灯、屋外灯を点灯して死角をなくすることが大切です。また、ドアや窓の作りを強固なものとし、必要であれば鉄格子、防犯警報装置、頑丈な施錠設備を設置するなどの工夫も大切です。

(2)集合住宅・独立家屋を問わず、不審者侵入対策のため、入居時に玄関等の錠を変更することも一案です。特に使用人出入口は簡素な錠を設置してあることが多いので、どのような錠が設置されているか、入居時に確認してください。

(3)ドアや窓の施錠は、例え在宅中であってもこまめに行ってください。鍵は自らが確実に保管し、仮に家事補助者等に合鍵を預ける場合であっても、主寝室等の合鍵は渡さないなど配慮してください。(外出する時は、家事補助者等による盗難を防ぐため、例えば、主寝室に備え付けた金庫で貴重品を保管し、主寝室の施錠を励行する等。)

- (4) 家の外から目立つ場所には高価な物を置かないよう心がけてください。また、知らない訪問者は絶対に家の中に入れてはいけません。例え警察官や警備員を名乗った場合であっても、身分証明書の提示を求め、その内容を確認することが大切です。
- (5) 外出先から帰宅した際、ドアの錠が開いていたり、窓が割られていたりするなど不審な点が認められたら、安易に家の中に入ることなく、警察や近隣の人に助けを求めてください。また、ドアや鍵穴の異常によりドアを開けられない場合、意図的に細工された可能性もあります。まず所属会社や大家に連絡し、解錠方法を相談してください。セキュリティスタッフなどに解錠を依頼する場合、必ず1人に対応せず、所属会社の職員や大家、信頼できる友人や同僚に同伴を依頼してください。
- (6) 在宅時に盗賊の侵入に気付いても、身の安全を第一として対処する必要があります。盗賊のいる場所に姿を見せることなく、鍵のかかった部屋で盗賊が立ち去るのを待つか、電話で警察等に通報し、それでも押し入って来た際には、むやみに抵抗しないことが大切です。

【メイド、運転手等の家事補助者】

- (1) 家事補助者や運転手の採用にあたっては、身元のはっきりした者を採用することが大切です。採用に際しては、身分証明書を確認し、そのコピーを保管しておくことをお勧めします。また、運転手については運転免許証の有効期限についても確認することが大切です。
- (2) 家事補助者には、家人の許可なしに外部の人間(家事補助者の家族であっても)を家の中に入れないよう十分に注意する必要があります。また、見知らぬ者から家人の在宅を確認するような電話があっても応答しないよう平素から指導しておくことも大切です。
- (3) 不心得な家事補助者や解雇した家事補助者の手引きによる犯罪もあることから、十分に注意を払う必要があります。特に、長期間にわたり家を留守にする場合は、知人や会社の同僚等に定期的に見回りをしてもらうよう依頼するのも一案です。

● 外出時における留意点

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 「自分の身は自分で守る」との心構え2. 犯罪の傾向や手口、法律や習慣を知っておく3. 犯罪に遭遇したら抵抗しない |
|---|

- (1) 繁華街、市場、デパート、モール、空港等、多数の人が集まる場所や横断歩道橋では、周囲に不審人物がいないか常に気を配ることが大切です。特に、見知らぬ人に話しかけられ、その対応をしている隙に鞆等を盗まれるケースもあるので注意が必要です。また、ズボンの後ろポケットに財布等の貴重品を入れて出歩かない、鞆は抱きかかえるように体の前で持つ等の工夫も必要です。

- (2)外出する際は派手な服装は避け、大金を持ち歩かないことも大切です。また、支払いの際に多額の現金を人前で晒さないよう、少額の現金のみを入れた財布を用意するなど、財布の取扱には十分注意してください。
- (3)車に乗ったら直ちにドアロックを施し、窓ガラスは閉めるよう心がけてください。貴重品は外部から見えないようにし、車を離れる際は車内に残さないようにしてください。また、大きな荷物で持ち歩くことができない場合は、予めトランクの中に入れるなど、車外から見えない場所に保管することが大切です。
- (4)信号待ち等のため一時停車した際、武器を示して威嚇し金品を要求する強盗事件が発生しているので、不審者が近づいてきたら進路を変更してでも車を発進させて避難してください。抵抗したり争ったりすることは厳に慎んでください。
- (5)車で走行中、タイヤがパンクしたり、投石を受けたりした場合でも、その場に停車することなく、ホテルやレストランの駐車場等、比較的人出の多い安全な場所まで移動したうえで修理や車体の確認を行ってください。その際も、ドアロックは確実に施すことが重要です(バイク等で後ろから追いかけて、修理中に車内の鞆等を盗んだり、凶器を示して金品を要求したりする手口の犯罪が多発。)
- (6)タクシーを利用する際には、レストランやホテルのカウンター等から呼び出してもらったものや、ホテルやショッピング・モールで客待ちしているものを利用するよう心がけてください。深夜に流しのタクシーを拾うことは非常に危険です。また、タクシーに乗車した際は、車内に提示されている運転手証の顔写真で運転手が本人かを確認し、別人であればすぐに降車してください。さらに、乗車後、運転手の名前、車両番号、タクシーの会社名等をメモするか、携帯電話で知人に連絡しておく、犯罪の被害に遭った場合や車内に忘れ物をした場合に運転手を特定しやすく、役立ちます。

● 会社・事務所における留意点

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 警備体制、防犯対策をおろそかにしない2. 従業員との関係に注意する |
|---|

- (1)席を離れる際は、短時間であっても机やロッカー等の施錠設備のある場所に貴重品を保管し、確実に施錠するよう心がけてください。卓上のパソコンは、必要に応じワイヤーロープで繋ぐなどの工夫をすることも一案です。
- (2)事務所の出入口のみならず、各執務室にも施錠設備を設けるよう心がけてください。帰宅の際又は昼食時等に外出して執務室が無人となる場合は、こまめに施錠してください。
- (3)現地従業員との接し方には注意を要します。思わぬところで恨まれて執拗な嫌がらせを受けることがありますので、人前で厳しく叱るなど相手の尊厳を傷つけるような行動や感情的な言動を慎んでください。また、労働争議から派生する放火や監禁事件も懸念されるので注意してください。
- (4)事業所や工場などでは地域住民と良好な関係を維持することも大切です。

3. 暴動に巻き込まれないための対策

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 集会やデモには近づかない2. これらに遭遇したら、速やかにその場から退避する |
|--|

- (1) 集会やデモに端を発した暴動が発生する可能性は排除できないので、車で移動する際は運転手にラジオニュースを確認させるなどして最新の情報を収集し、危険な地域や道路は避け、迂回するよう心がけてください。また、些細な喧嘩から突如として路上で投石合戦が始まることもあるので注意を要します。
- (2) 暴動、喧嘩の現場に遭遇した場合には、速やかにその場を離れてください。また、爆発音が聞こえたり、煙が立ち上ったりした場合は、二次的な爆発や群衆のパニックに巻き込まれる恐れもあるので、現場見物等の行為は厳に慎んでください。

4. 爆弾テロに対する対策

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 欧米関連施設、警察施設等テロの対象となり得る施設等には、出来るだけ近づかない2. 不審な物を発見した場合には、「触れない、嗅がない、動かさない」 |
|--|

- (1) インドネシアでは、2002年10月のバリ島爆弾テロ事件以降に大規模な自爆テロ事件が4年連続して発生したほか、2009年7月にジャカルタのマリオット・ホテル及びリッツカールトン・ホテル内において、同時爆弾テロが発生しました。2016年1月には、ジャカルタ中心部のタムリン通りにある警察詰所、欧米系コーヒーショップ及びその周辺において爆弾・銃撃テロ事件が発生し、民間人4名が死亡、24名が負傷しました。さらに、2017年5月に東ジャカルタ市のカンブン・ムラユのバスターミナルにおいて警察官を狙った自爆テロ事件が発生、2018年5月にはスラバヤ市内3か所の教会に対する自爆テロ事件が発生し、実行犯を含む20名が死亡、40名以上が負傷しました。
- (2) インドネシア警察当局は、これら事件の発生を受けて捜査を展開し、主要な被疑者を射殺又は逮捕しましたが、今後再びテロ事件が発生する可能性は排除できません。
- (3) 多数の外国人が集まる場所、主要欧米関連施設、警察施設等を利用したり、近づいたりするときは、不審な動きをしている人物や車がいらないか等、周囲の状況に最大限の注意を払い、自らの安全確保を心がけてください。
- (4) 不審な物を発見した場合には、「触れない、嗅がない、動かさない」の三原則を守り、原則として直ちにその場を離れるとともに、可能であれば警備員等関係者に通報してください。

5. 誘拐被害に遭わないための対策

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 目立たない、用心を怠らない、行動を予知されない2. 普段と変わったことがないか、常に周囲に注意を払い、その前兆を掴む |
|--|

- (1) 日本企業の海外進出が進むにつれ、世界各地で政治・経済的目的等のために邦人の誘拐事件が発生しており、インドネシアを含め、海外における邦人誘拐の危険性が増しています。
- (2) 誘拐対策の基本は、「個人の意識と努力」であり、即ち、「目立たない」、「用心を怠らない」、「行動を予知されない」の三原則を守ることが重要です。
- (3) 過去の事例によれば、誘拐事件の発生前には、不審電話が続く、誰かに尾行される、自宅やオフィス付近に不審者・車がいるなど、何らかの前兆があることが分かっていますので、常に周囲に注意を払い、その前兆を掴むよう努めてください。

6. 交通事故対策

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 信頼できる運転手を雇用し、運転を任せる2. 自動車保険への加入3. 事故にあった場合に自宅の住所や電話番号等はなるべく教えない |
|--|

- (1) インドネシア、特にジャカルタにおける道路交通事情は非常に劣悪なので、車の運転は運転手に任せ、極力自分では運転しないよう心がけてください。また、座席の前後を問わず、安全のためにも常にシートベルトを着用してください。法令上、運転手席および助手席はシートベルト着用義務があります。運転手には、安全運転に心掛けるよう平素から十分に指導する必要があります。また、日中は交通渋滞が生じやすく、特に朝夕は激しくなります。更に、一方通行が多く目的地まで思わぬ時間を要することから、運転手に無理な運転をさせないためにも、あらかじめ時間的なゆとりを持って行動することが重要です。
- (2) 自分の車が交通事故を起こした場合は、追突等の二次的 사고が起こらないよう安全な場所に移動します。事故の当事者はあくまで運転手であるので、示談交渉等については運転手に任せ、自分は安易に車外に出ないようにしてください。身の危険を感じた場合、状況によっては早急にその場から最寄りの警察署等、安全な場所へ避難してください。また、速やかに勤務先や家族、友人、レンタカーであればレンタカー会社へ通報することも重要です。

- (3) 事故現場には野次馬が集まることがあるので、可能な限りホテルの駐車場等の安全な場所に移動してください。その際、特に事故現場では相手を刺激するような言動は慎むとともに、必要があれば、同乗者、付近のビルの警備員等に警察、病院等への通報を依頼してください。
- (4) 軽微な物損事故であれば、基本的にはその場での示談となりますが(警察への通報義務はない)、解決がつかない場合や後刻の示談に相手が応じそうもない場合等には、両当事者(当方は運転手のみ)揃っての警察への出頭を促すなど、臨機応変の措置をとることも必要です。
- (5) 人身交通事故の加害者となった場合は、周囲の状況(野次馬の参集状況等)や相手の負傷の程度等を勘案した上で、必要であれば自分の車、タクシー等で負傷者を病院に搬送するなど、臨機応変な対応を心掛けてください。
- (6) 事故現場では後日のトラブルを避けるため、相手の運転免許証や身分証明書記載事項、相手車両の車検証やプレート番号等を運転手に控えさせておくことも大切です(保険への未加入者も多い)。自分自身の身分事項について答える必要がどうしてもある場合は、氏名、所属団体や所属団体の電話番号にとどめ、自宅の住所や電話番号はなるべく教えないことが重要です。
- (7) 警察において事情聴取を受ける場合は、通訳可能な同僚等の同伴を求めるとともに、必要に応じて日本大使館領事部に通報してください。捜査報告書等への署名を求められた際は、内容を十分に確認した上で応じ、安易に署名しないようにすることが肝要です。

7. 災害に対する備え(Ⅲ. 参考情報 6「防災 10 箇条」参照)

1. 地震、洪水に強い住居を選定する
2. 1～2ヶ月間程度の食料・飲料水を備蓄する
3. 携帯電話の車両型充電機等を購入する

- (1) 火災が発生したら慌てずに初期消火に努め、必要に応じて消防署に連絡します。なお、消火器を準備し、操作を熟知しておくことが重要です。
- (2) 高層住宅に居住する場合は、平素から火災や地震発生時の避難経路を確認してください。
- (3) 雨期は通常9月から3月の間ですが、その後半の1月から3月には数年間隔で集中豪雨が発生するといわれており、特に2002年、2007年及び2013年には大洪水がジャカルタ首都圏を襲いました。住居(含アパート)選定の際には、洪水対策も考慮して選定することを心掛けてください。車を所有される方は、日頃の駐車場所の選定にも注意が必要です。
- (4) 災害時は停電等により携帯電話の充電が行えない場合が想定されますので、携帯電話の予備バッテリーを購入する、または車内シガーポケット充電器を購入しておくことをお勧めします。

8. 旅行者に対する注意事項

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 日本と同じではないことを常に意識する2. 親切な人を安易に信用しない |
|--|

- (1) 犯罪被害の大半は、スリ、置き引き、ひったくり、車上狙い等の窃盗で、特に空港やホテルのロビー、レストラン、デパート等で多発しています。手荷物からは絶対に目を離さない、人混みの中では鞆を抱えるようにして持つ、駐車車両の中に貴重品を放置しないなど、荷物の管理を厳重にしてください。また、空港等のロビーで見知らぬ人から話しかけられ、注意が逸れた隙に手荷物を持ち去られるケースもあるので、特に注意を要します。
- (2) 紛失または盗難被害に遭ったパスポートは、偽変造ブローカーを通じて売買された後、先進各国への密入国等に不正使用され、後日、本来のパスポート名義人に思わぬ被害等が及ぶこともあります。また、パスポート作成のために旅行日程を大幅に変更しなければならなくなるような事例もあります。したがって、最寄りの警察署に紛失または盗難被害について届け出て、証明書を取得するとともに、日本国大使館または総領事館において紛失・盗難届を提出し、パスポートの再発行または「帰国のための渡航書」の発給を受けてください。具体的な手続きについては、大使館のホームページを参照してください(<https://www.id.emb-japan.go.jp/visaJ.html#row1>)。KITAS(または ITAS Online)保有者は、KITAS 原本とパスポートコピーの携行義務がありますが、パスポート原本の携行は義務づけられていません。しかしながら、国外旅行や出張時などパスポート原本を携行する際には、肌身離さず所持し、常に所在を意識するなど、管理には細心の注意を払ってください。
- (3) クレジット・カードの不正使用被害が増加しています。これは、支払い時にカードの磁気情報を記録され、これを不正に使用されて身に覚えのない請求をされるというものです。クレジットカードで買い物をする場合は、信頼のおける店で使用することは勿論、店員のカード操作をよく確認してください。また、書き損じ等が生じた場合は必ず間違った控え書の返還を求めてください。万が一、身に覚えのない請求があった場合は、クレジットカード会社に直ちに通報してください。
- 対策としては、カードに限度額を設定するなどして、一回の被害額を最小限に抑えられるよう手配する、また、クレジットカードの決済方法を、送付される請求書により使用履歴を確認した上で後日の支払いを行うシステムに切り替えるなどがあります。(詳しくは提携先金融機関にお尋ね下さい。)
- (4) 港湾施設、飛行場なども含めたすべての軍事施設は写真撮影が禁止されていますので、注意してください。
- (5) 身分証明書の常時携帯が義務付けられており、原則として、短期滞在者はパスポートの原本を携帯する必要があります。さらに、ジャカルタ首都特別州内に長期滞在される場合は外国人来訪者身分証(KIP)等の携帯も義務付けられています。警官を装った者により、身分証明書不携帯として金銭を要求

されるといった事件も発生していますので、身分証明書の常時携行を励行してください。なお、身分証明書又はパスポートの紛失、盗難には十分注意してください。

- (6) 飛行機に搭乗の際、本人が席を立った隙に、座席上部の手荷物収納棚から、貴重品を盗む窃盗団があり、現金等の盗難被害が報告されています。機内といえども貴重品の手荷物には錠をかけるなどの対策を講じてください。
- (7) 携行医薬品等につき、医師の処方箋がある場合は主治医に英文のレターを作成してもらい、市販薬の場合には説明が出来る様に英語で薬品名及び使用目的を記載しておくことをお勧めします。不明な点は、ジャカルタ空港検疫所 TEL(+62-21)-5550-6068/ 7989 にお問い合わせください。

9. 鳥インフルエンザ(H5N1)について

1. 鳥類に近づかない、手洗いの励行、予防接種
2. 出国準備、又は、残留する場合の生活物資確保
3. 工場等の操業、従業員の雇用をどうするか検討しておく

(1) 予防対策

鳥インフルエンザに対する予防対策については、従来から「大使館からのお知らせ」により注意事項をお知らせしてきているほか、在インドネシア日本国大使館のホームページ(<http://www.id.emb-japan.go.jp/>)では家事補助者および運転手用の予防のための注意事項のインドネシア語版を掲載しています。

在留邦人の皆様におかれては、改めて以下の予防対策につき御確認の上、職場の従業員等、個人が雇用する家事補助者及び運転手等、日常生活で接点のあるインドネシア人の健康管理についても一層留意してください。

ア 鳥類に近づかない。特に養鶏場、鶏を扱う伝統市場、観賞用鳥屋、家禽類飼育家庭及び動物園などへの不用意・無警戒な立ち寄りや接触を避けること。さらには、鳥類の死体、内臓、排泄物(含鶏糞有機肥料)に接触しないこと。

イ 鶏肉や卵を調理する際に十分加熱すること(WHOによると、ウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、一般的な方法として、食品の中心温度を70℃に達するように加熱することを推奨しています。)

ウ 人混みへの立ち入りは最小限にし、外出後には手洗い、うがいなどの通常の感染症予防対策を励行すること。

エ 通常のインフルエンザ・ワクチンを定期的に接種すること。

オ マスク等を準備し、必要に応じて着用すること。

カ 高熱、全身倦怠感、呼吸器症状等が出たら、ためらわず最寄りの信頼できる病院の医師を受診すること。

キ 職場の従業員、家事補助者、運転手等に鳥インフルエンザと疑われる症状が出た場合には、早急な医師の診療、出勤の停止等の指導により、周囲への感染予防措置をとること。

(2) 今後の心構え

鳥インフルエンザの変異により、人から人への感染が拡大する新型インフルエンザの発生が懸念されています。その場合には、出入国や物流の制限により社会的に大きな影響が及ぶおそれもあります。そのような状況に備え、以下の諸点を参考として、万一の際の心構えを持ち、今後の対応を検討しておいていただくようお願いします。

ア インドネシアにおける鳥インフルエンザ患者の治療体制

ジャカルタでは、鳥インフルエンザの感染ないし感染の疑いが確認された場合は、基本的には政府による指定病院(現時点でのジャカルタ特別州の指定病院は、スリアンティ・サロソ病院と、プルサハバタン病院、ガトット・スプロト病院の3か所)に收容され、治療を受けることとなっています。

イ 鳥インフルエンザに対する治療の現状

(a) 人から人へ感染する新型インフルエンザが発生した場合、効果的な予防のためのワクチンは現存していないと考えられており、また、新型インフルエンザに対応するワクチンの製造には相当な時間(約6ヶ月)がかかるといわれています。

(b) 既存の一般的なインフルエンザの治療薬として処方される「オセルタミビル(製品名タミフル)」と「ザナミビル(製品名リレンザ)」について、インドネシアでは、政府が一元管理することになっているため、一般市場での入手は困難な状況にあります(ただし、現在、インドネシア政府による全国の指定病院等には政府備蓄分から一定量について供給されています。)

ウ 航空機等の交通機関

インドネシアで人から人への感染が発生した場合、世界への蔓延を防ぐため、人の移動及び物資の流通が制限される可能性があり、場合によっては、航空機等の運航が停止する可能性があります。

エ 生活物資

物資の流通の制限により、生活物資の入手に支障をきたすおそれがあります。

オ 出入国の制限

出入国が厳しく制限される可能性があります(日本においても、防疫上の措置がとられます。)

カ 出入国の準備

- (a)いつでも航空券が購入できるよう、米ドル等現金を常に準備しておくことをお勧めします。
- (b) 当国の滞在許可及び再入国許可等が失効していないかの確認、必要に応じて更新等を早めに行き続けることをお勧めします。

キ 日本人学校

感染予防及び感染拡大防止のため、日本人学校が一時休校等の措置を取る可能性があります。

ク 工場の操業、従業員の雇用等

邦人駐在員の駐在規模を縮小する(又は全員が一時帰国する)場合、工場等の操業を縮小するか、その場合、インドネシア人従業員の雇用・給料の支払い方法をどうするか等、企業経営上の諸問題について予め検討しておく必要があります。

なお、鳥インフルエンザに関する情報提供としては、以下のホームページがあります。当館ホームページと併せて活用してください。

●厚生労働省ホームページ: 鳥インフルエンザ関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>

●検疫所ホームページ

<http://www.forth.go.jp/useful/infectious/name/name54.html>

●感染症情報センターホームページ: 「インフルエンザパンデミックQ & A」、WHO発表レポートの和訳文

http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/index.html

●WHOホームページ: 鳥インフルエンザ発生最新情報他(英語)

http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/index.html

Ⅱ. 緊急事態への備えと対処要領

1998年5月、ジャカルタを中心に各地で暴動が発生し、約9000人の在留邦人が極めて短期間に臨時便やチャーター便で国外に安全退避したことは、今なお我々の記憶に残っており、過去の貴重な体験を教訓とし、今後ともその危機管理に役立てていかなければなりません。

こうした情勢の中、各種の緊急事態に常日頃から備えておくことはインドネシアで暮らす上での必要不可欠な要素といえます。ここではそうした準備や緊急事態への対処の上で参考となるよう、一応の基準と心構えを記しました。

1. 外務省の「危険情報」について (<http://www.anzen.mofa.go.jp/masters/risk.html>)

「危険情報」は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、その国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

危険情報では、対象地域ごとに4つのカテゴリによる安全対策の目安が冒頭に示されます。また、本文中には危険情報を出している地域ごとの詳細な治安情勢や具体的な安全対策などのきめ細かい情報を掲載しています。

● 「レベル1: 十分注意してください。」

その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

● 「レベル2: 不要不急の渡航はやめてください。」

その国・地域への不要不急の渡航はやめてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

● 「レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)

● 「レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」

その国・地域に滞在している方は、滞在地から安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

2. 平素の心構え

(1) 情報入手方法の確立

緊急事態の発生時は、いかに正確な情報を入手し得るかが重要な鍵となります。平素から各種情報の入手先を確認しておくほか、長期滞在される場合はジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC)に加入して素早く適切な情報を入手できるようにするなど、情報の入手方法を確立することが重要です。。

ア 緊急事態発生時の安否確認方法は、「在留届」が基礎となります。「在留届」は、3か月以上滞する予定のある方は、滞在地を管轄している大使館または総領事館への提出が義務付けられています。また、転居、電話番号やE-mailアドレスの変更、同居家族の追加など変更が生じた場合には「記載事項変更届」を、さらに帰国の際には「帰国届」をそれぞれ提出してください。

在留届の提出は「インターネットによる在留届電子届出システム」(ORR net)を活用ください。こちらで在留届を提出後は、記載事項変更届や帰国届も本システムから届出可能となります。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/> (「ORRnet」または「ORR ネット」で検索)

イ たびレジ

3ヶ月未満の海外旅行や海外出張をされる方が、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の領事メール、また、いざという時の安否確認メールなどが受け取れるシステムです。本邦からインドネシアへ旅行／出張される方や、ジャカルタにお住まいの方も別の国や大使館管轄地域外(バリ、スラバヤ、メダン等)へ旅行／出張する際には必ず登録をされるようお願いします。

また、旅行予定はなくても海外安全情報等を入手したいという方や企業・団体向けに「簡易登録」も可能です。簡易登録では、メールアドレスと国・地域を指定するだけで、対象国・地域の最新の海外安全情報メール、在外公館が発出する領事メールを受け取ることができます。

たびレジ: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/> (「たびレジ」で検索)

(2) パスポート等の管理

ア パスポート、滞在許可証(KITAS又はITAS Online)等は紛失しないよう厳重に管理してください。ITAS及びパスポートコピーは常時携帯することが義務づけられていますので、ご注意ください。

また、パスポートの有効期限は常に把握しておくことが重要です。

イ 滞在許可の更新や出国・再入国許可取得手続等には一定程度の時間を要します。平時からご自身の滞在期限を把握し、出入国管理に係る手続きは時間的に余裕を持って対応することをお勧めします。

(3) 備蓄品、緊急持出し品等の準備

ア 食料、飲料水

緊急事態が発生した場合は、状況により外出が困難になり、自宅待機が安全なことも想定されます。特に、鳥インフルエンザを想定した場合には、1～2ヶ月間程度の生活が可能な食料、飲料水の備蓄を心がけることが望まれます。

イ 金銭

事態の緊迫により、銀行の閉鎖もあり得るので、国外退避のための現金(外貨、インドネシア・ルピアいずれも)を準備しておくことをお勧めします。なお、インドネシア・ルピアについては1億ルピア以上の現金を国外に持ち出す場合にはインドネシア中央銀行の許可が必要となるため、注意が必要です。

ウ 携行品

事態が悪化してくると、NHKの短波放送により治安状況が放送されるので、あらかじめ短波ラジオ(予備電池を含む)を準備し、日本語放送の周波数や放送時間帯を確認することをお勧めします。

また、救急薬品や懐中電灯等、緊急時に携行すべきものについては平素から整備し、保管場所(リュックサック等にまとめておくことが効果的)を確認するようにお願いします。

エ 給油

自動車は常に整備し、燃料も常に一定程度の給油を行っておくことをお勧めします。

(4) その他留意すべき事項

ア 家族間の連絡体制

家族の行動は家族全員が相互に把握し、非常時に集合する場所を確認しておくとともに、家族全員に携帯電話を持たせるなど、連絡手段を確立することが望まれます。

イ 保険への加入

海外旅行傷害保険、火災保険、盗難保険、自動車保険等に参加しておくことをお勧めします。

ウ 航空券の購入及び座席確保

現在、主要航空会社ではEチケットによる発券が一般的であり、日付が記載されていない航空券(いわゆる「オープンチケット」)の購入は座席の確保を意味しません。帰国便の席を確保するためには、予約を入れて座席を留保する必要があります。

3. 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応

- (1) 正確かつ最新の情報を入手し、状況を把握するとともに、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりすることなく、冷静な行動を意識し、在留邦人間で緊密な連絡をとり、情報の共有に努めてください。

緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、大使館領事部はジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC)及び国内の各日本人会と連携のうえ、緊急連絡網、領事メール及び大使館インターネット・ホームページ等により情報を随時提供し、必要な措置について連絡します。

- (2) 生命、身体、財産等に危害が及ぶ、又はそのおそれがある場合は、ホテル、あるいは 各企業等が決めた集合場所へ避難し、所轄警察署に救援を求めるなどの措置をとります。ただし、情勢によっては自宅で待機の方が安全な場合もあり得るので、軽挙妄動は慎んでください。屋外で銃声が聞こえたら、流れ弾の被害に遭わないよう、窓の近くには寄らないようにし、退避する場合は、退避状況を大使館または管轄の総領事館(大使館等への連絡が困難な場合には日本の外務省領事局海外邦人安全課)に通報してください。

- (3) NHK国際放送(短波ラジオの周波数及び放送時間については、NHK のホームページ(<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/howto/>))でご確認ください。)からの情報入手についても留意してください。

4. 退避、出国等

- (1) 日本政府から退避勧告が発出された場合は、可能な限り早急に近隣国への退避、又は日本への一時帰国を検討してください。外務省は、原則として一般商業便が運航されている間に退避勧告を発出しますので、一般商業便が運航している間に退避又は帰国するよう努めてください。
- (2) 事態が逼迫して、大使館または総領事館から一時集結場所の連絡があった場合は、示された集結場所のうち、最寄りの場所に集結してください。
- (3) 退避する際の服装は肌の露出が少なく動きやすいものとし、靴は動きやすく丈夫なものを履くよう心がけてください。また、両手を使えるようにしておくため、貴重品、常備品等はリュックサック等で携行し、荷物は最小限にとどめることを心掛けてください。
- (4) 現場の状況はほかの在留邦人の方々の貴重な情報となるので、大使館または総領事館へ随時連絡してください。
- (5) 個人又は派遣元会社等の判断により国外に退避又は日本へ帰国する場合は、その旨を必ず大使館または管轄の総領事館に届け出てください。大使館または総領事館への連絡が困難な場合は、外務省領事局海外邦人安全課へ連絡してください。

Ⅲ. 参考情報

1. 緊急連絡網

大使館(総領事館)は、ジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC)等の各邦人団体との協力のもとに、下記のとおり緊急連絡網を整備しています。

(1) JJCの法人部会会員企業への緊急連絡

JJC事務局からメール一斉発信によって、会員企業の緊急連絡担当者へ緊急連絡を行います。

(2) JJCの個人部会会員への緊急連絡

JJC事務局から携帯電話のSMS一斉送信によって、会員へ緊急連絡を行います。

本件サービスの提供を受けるためには、事前に携帯電話番号を JJC事務局に登録しておく必要がありますので、詳細は同事務局にお問い合わせください。

(3) ジャカルタ日本人学校(JJS)連絡網

JJSから児童・生徒の家庭への連絡網が使用されます。

(4) 各地方日本人会への連絡網

バンドン、ジョグジャカルタ、ソロ、スマラン、パレンバン各地の日本人会を通じ連絡があります。

(5) 大使館のメールによる連絡

在留届にメールアドレスを記入している方、又はメールマガジンを登録された方については、大使館から領事メールを送信します。

2. 「インドネシアの治安情報」の入手方法

治安の著しい悪化や災害、騒乱その他の緊急事態が発生または、発生の可能性が高まっていると判断される場合は、大使館から前記連絡網により必要な情報を連絡します。

その他、次の方法により情報を入手することができます。

○ 在インドネシア日本国大使館・ホームページ

http://www.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○ ジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC)ホームページ

<http://www.jjc.or.id/>

○ ジャカルタ日本人学校(JJS)ホームページ

<http://www.jjs.or.id/>

○ 外務省ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

○ 外務省領事局海外邦人安全課

TEL: (03) 5501-8160 (直通) 、 FAX: (03) 5501-8156

○ 外務省領事サービスセンター海外安全相談班

TEL: (03) 3580-3311 (外務省代表) (内線2902、2903)

FAX: (03) 5501-8161

○ NHKラジオ国際放送の最新の周波数表等は、NHKのホームページで入手できます。

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/>

3. 緊急連絡先一覧表

(1) 大使館、当国内総領事館(夜間・休日に緊急な用件のある方は、代表電話番号に電話の上、音声メッセージに従ってください(以下の当国内総領事館も同様です。))。

○ 在インドネシア日本国大使館

TEL: 代表(021) 31924308 、 FAX: 代表(021) 31925460、大使館領事部(021) 3157156

○ 在スラバヤ日本国総領事館

TEL: (031) 5030008、 FAX: (031) 5030037

○ 在マカッサル領事事務所

TEL: (0411) 871030、FAX: (0411) 853946

○ 在デンパサール日本国総領事館

TEL: (0361) 227628、 FAX: (0361) 265066

○ 在メダン日本国総領事館

TEL: (061) 4575193、 FAX: (061) 4574560

(2) ジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC)

TEL: (021) 5724321、 FAX: (021) 5724351

(3) ジャカルタ日本人学校(JJS)

○小・中学部

TEL:(021)7454130、 FAX:(021)7454139/40

○幼稚部(JJS TK)

TEL:(021)74867906/7907/7908、 FAX:(021)74867905

4. 警察・消防・高速道路関係 (ジャカルタ市外局番 021)

(1) 警察/POLISI ~ 24時間

☆TEL:(市外局番なし):110

○ジャカルタ警視庁/Polda Metro Jaya ~ ジャカルタ全域

TEL:5234313(事件担当)、 523-4000(Information)、5234313、5234045(siaga operasi)

○南ジャカルタ警察署/Polres Jakarta Selatan ~ ジャカルタ南部全域

TEL:7206012、7206013

○クバヨラン・バル地区派出所/Polsek Metro Kebayoran Baru

TEL:7393234

○クバヨラン・ラマ地区派出所/Polsek Metro Kebayoran Lama

TEL:7203232

○スティア・ブディ・クニンガン地区派出所/Polsek Setia Budi, Kuningan

TEL:5250072

(2) 消防/PEMADAM

○ジャカルタ南部 TEL:7694519、7515054

○ジャカルタ中央 TEL:6311216、6344215、6328469、6328576

○ジャカルタ北部 TEL:44834444、44835555、44837570

○ジャカルタ東部 TEL:8582150、85904904、8193113

○ジャカルタ西部 TEL:5682284

(3) 救急車/Ambulans

TEL:(市外局番なし)119

65306381、65832681、65303118(24時間)、64717089、FAX:659944

(4)高速道路(交通情報)／Jasa Marga

○本部(Head Office) TEL:8413630

○チリリタン／Cililitan TEL: 80887227

○チカンペック／Cikampek TEL: 82430045

○チャワン〜トマン間／Cawang-Tomang TEL:80887227

○ジャゴラヴィ／Jagorawi TEL:98177777

○クボンジュルック〜タンゲラン〜メラック間 /Kebonjeruk-Tangerang-Merak TEL:55753904

○チャワン〜タンジュンプリオク間 /Cawang-Tanjung Priok TEL:6518350、

(5)交通情報(ラジオ)／Radio Sonora (FM 92.00)

TEL:6335450(main number)、6337783

(6)スカルノ・ハッタ空港 フライト・インフォメーション

TEL:5505308〜09、5505179

(7)タクシー

シルバー・バード TEL:7981234

ブルー・バード TEL:7941234、79171234

5. 一口会話

強盗	PERAMPOKAN	(プランポカン)
泥棒	MALING	(マリーン、強盗のこと)
	PENCURIAN	(プンチュリアン、盗難のこと)
殺人	PEMBUNUHAN	(プンブヌハン)
スリ	COPET	(チョペット)
ひったくり	PERAMPASAN	(プランパサン)
誘拐	PENCULIKAN	(プンチュリカン)
火事	KEBAKARAN	(クバカラン)
デモ	UNJUK RASA	(ウンジュック・ラサ)
暴動	KERUSUHAN	(クルスハン)
排斥運動	SWEEPING	(スウィーピング)
喧嘩	TAWURAN	(タウラン)

助けてください。: TOLONG! (トローン!)

どろぼうです。警察を呼んでください。: MALING! TOLONG PANGGILKAN POLISI

.(マリーン! トロン パンギルカン ポリシ。)

病気です。救急車を呼んでください。: SAYA SAKIT. TOLONG PANGGILKAN AMBULAN.

(サヤ サキット。トロン パンギルカン アンブーラン。)

火事です。: KEBAKARAN! (クバカラン!)

日本大使館に連絡してください。: TOLONG HUBUNGI KEDUTAAN JEPANG.

(トロン フブンギ クドゥタアン ジュパン。)

6. 防災10箇条

【平時から心掛けるべき】 防災10箇条

- 1 備蓄品の準備。(最低10日間程度の食料・飲料水。)
- 2 緊急時に携行可能な防災リュックの準備。
(パスポート、現金、クレジットカード、食料品、医薬品、衣類等。)
- 3 現地情報を入手する手段の確保。
(現地スタッフ、使用人、運転手等の活用。)
- 4 避難経路(非常階段)の確認。
(地震発生により建造物の損壊が予想されるため、日常的に自宅扉や裏木戸の開閉状況等を確認。)
- 5 職場・家族間の避難場所(集合場所)の確保。
(万が一に備え、職場や家族間で事前に避難場所を指定し、平時から確認しておくことが肝要。)

- 6 職場・家族間の緊急連絡先(携帯電話、メールアドレス)を定期的に確認し、必要に応じて訓練を実施。
- 7 外出時は携帯電話のフル充電を心掛け、モバイルバッテリーは日常的に携行する。
- 8 移動経路・移動手段の確認・確保。
(被害の状況により公共交通機関の運行が停止する可能性があるため、複数の移動経路・手段を検討する。)
- 9 日本語／英語で意思疎通が可能な医療機関を把握し、万が一に備えて電話番号、所在地を確認。
- 10 在留届の提出及び「たびレジ」の登録。
(在留届提出の有無を再確認し、変更事項がある場合には直ちに管轄の在外公館に届出。また、「たびレジ」に登録し、管轄の在外公館のみならず、インドネシア国内の日本大使館・総領事館からの情報を随時入手できるように準備。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>)

「情報提供デスク」としての J J C

ジャカルタ・ジャパン・クラブ（J J C）は、大使館領事部と緊密な連携を図りながら、ホームページによる情報発信、デモ等の治安情報をメールにより配信するなど、在留邦人の皆様がジャカルタで安全に生活するために必要な各種情報を提供し、啓蒙活動を行っています。

住所：Wisma KEIAI 16th Floor

JL. Jend Sudirman Kav.3, Karet Tengsin, Jakarta 10220, INDONESIA

TEL: +62 (21) 572-4321 (直通)

FAX: +62 (21) 572-4351

開館時間：月曜日～金曜日 8:30～16:00

土曜日 10:00～16:00

ホームページ： <https://www.jjc.or.id/>